

生見海水浴場管理及び監視業務仕様書

1 業務の名称

生見海水浴場管理及び監視業務

2 業務の目的

生見海水浴場における利用客の安全確保を図るほか、施設の維持管理を行うもの

3 海水浴場の開設

(1) 場所

生見海水浴場及び生見ビーチハウス（鹿児島市喜入生見町1345番地8）

(2) 期間

令和8年7月18日（土）から同年8月31日（月）まで（45日間）

(3) 施設利用時間

遊泳可能時間 ：午前10時から午後6時まで

ビーチハウス利用時間：午前10時から午後6時30分まで

4 業務内容

(1) 海水浴場（ビーチハウスを含む。）の開場及び閉鎖

ア 午前10時にマイクを使った開場の案内を行うこと。

イ 午後5時45分に海から上がるよう呼びかけを行い、午後6時に閉鎖すること。

また、その旨マイクを使った案内を行うこと。

(2) 海水浴場の管理及び監視

ア 海水浴場内の管理（簡易清掃を含む。）及び監視を行うこと。（監視時間は午前10時から午後6時まで）

イ 監視体制は、地上監視所を2か所、海上ボートでの巡回監視を1か所とし、各監視所及び関係機関等と常時連絡がとれる体制とすること。（別紙「生見海水浴場遊泳区域図」参照）

ウ 開場前に、ボート、監視台、AED（自動体外式除細動器）などの諸準備をすること。また、ビーチハウス内の椅子・テーブル等の整理や、ビーチハウスの清掃業者からの指摘箇所の点検等を行うこと。

エ ボート、監視台などの後始末を行うほか、更衣室やロッカーにおける忘れ物や拾得物の確認、海水浴場の点検を行い、午後6時30分にビーチハウスを施錠すること。

オ 利用客の忘れ物等については、拾得物受理簿に記録するとともに、開設期間終了日（8月31日）まで管理室で保管し、終了後は拾得物等と一緒に鹿児島市観光交流局スポーツ課（以下「市スポーツ課」という。）へ持参すること。ただし、現金については、別に指定する受理簿を作成のうえ、毎週月曜日に市スポーツ課へ持参すること。

カ 毎日、日誌を記録すること

(3) 利用客への呼びかけ

ア 呼びかけ事項は、以下のとおりとする。

- ・時刻のお知らせ
- ・空腹、満腹時の遊泳禁止について
- ・子供から目を離さないようにすることについて
- ・荷物の管理について（ロッカーを使用するか、又は個々に責任を持たせる。）
- ・子供が事故に気づいたら近くの大人か監視員へ知らせることについて
- ・浮袋使用上の注意について（浮袋使用者は、深い場所で泳がないよう注意する。）
- ・海水浴場美化の協力依頼について
- ・ブイ（遊泳境界標識）につかまらないようにとの呼びかけについて
- ・海上休憩所（ポンツーン）使用上の注意について
- ・監視員の指示に従うこと

イ 以下については毎正時に呼びかけることとする。

- ・遊泳区域の厳守について
- ・遊泳区域の左奥、右奥に関しては、急に深くなっているので注意するようにとの呼びかけについて
- ・これから1時間の気候（風、雨等）について

(4) 業務報告

週間（月曜日から日曜日まで）の業務報告書を翌週月曜日に提出（直接、メールまたはFAXで可）すること。（ただし、海水浴場の開設最終日は業務終了後に、当日の業務報告を行うこと）

5 留意事項

- (1) けがなどの手当は早急に行うこと。
- (2) 監視員は、随時ビーチハウス内を巡回すること。
- (3) 海上休憩所（ポンツーン）を使用している者及び周辺にいる者に対し監視を行うこと。
- (4) 海上休憩所（ポンツーン）については、波浪により休憩所が大きくゆれるなど危険と判断されるときは使用を禁止とし、また、干潮時で水深が1.7mを下回るときは飛び込みを禁止すること。なお、これらのときは海上休憩所（ポンツーン）に赤旗を掲げ、禁止事項を厳守させること。
- (5) 遊泳区域については、上記(4)と同じく波浪により危険と判断されるときは区域縮小用ブイを設置して遊泳区域の変更を行い、利用客を速やかに移動させること。
- (6) 海水浴場において営業している業者とも緊密な連絡をとり、トラブルのない安心安全な海水浴場の運営を心掛けること。
- (7) 監視員は常時ユニホームを着用すること。
- (8) 緊急時のホイッスルを常備すること。
- (9) 監視区域の分担を明確化すること。

- (10) マイク使用時や利用客への声がけの際は、言葉づかいに注意すること。
- (11) ロッカーの鍵の紛失・破損等については、その修繕等に係る費用を利用者に実費負担させること。
- (12) 監視員については、開設日までに消防局又は日本赤十字社による救助方法、AED（自動体外式除細動器）使用法及び人工呼吸等について十分な研修を行い、講習修了証（写し）を提出すること。なお、未受講者については、令和8年7月1日（水）または同年7月4日（土）に日本赤十字社が実施する講習を受講すること。
- また、業務中は、講習修了証を携帯し、開設期間中においても随時研修を行うなどし、救助に関する知識向上に努めること。
- (13) 委託業務の実施上必要な経費の負担について、AED（自動体外式除細動器）リース料、消耗品類（応急薬品、消毒液以外のもの）に要する経費、業務従事者の制服に要する経費、その他委託業務に付随する経費は受注者の負担とする。なお、光熱水費については市スポーツ課の負担とする。

6 事故発生時の対応

- (1) 全員を海から上げること。
- (2) 救助活動を行うこと。
- (3) 同行者の人から、事故者の身元確認を行うこと。
- (4) 溺者を発見したら救助し、AEDの使用や人工呼吸などの適切な救命措置を行うこと。
- (5) 救急車の出動要請は迅速にすること。
- (6) 救急車が到着するまでの処置を適切に行うこと。
- (7) 事故の内容に応じて速やかに以下の関係機関に連絡すること。
- ・消防局 119（中央消防署上町分遣隊 247-0119）
 - ・警察署 110（中央警察署 222-0110）
 - ・鹿児島海上保安部 118（鹿児島海上保安部 222-6681）
- (8) 事故の対応後、速やかに市スポーツ課（099-803-9621）へ連絡すること。

7 荒天時の対応

- (1) 台風の接近等により、高波や雷等が発生する場合は、現場の状況を市スポーツ課に報告し、遊泳禁止措置を取ること。
- (2) 遊泳禁止措置を取る際は、放送等により海水浴客にその旨を周知させるとともに、生見海水浴場入り口及び生見ビーチハウス玄関に遊泳禁止の表示を行うこと。
- (3) 簡易休憩所の天幕等を撤収すること。
- (4) 遊泳禁止中であっても、利用客が泳ぐおそれがある場合は、監視や呼びかけを継続すること。

- (5) 再開する際は、事前に最新の気象情報（鹿児島地方気象台099-250-9912）を確認すること。また、再開前に、海浜への漂着物や海上の浮遊物等を撤去するなど、簡易清掃を行うこと。

8 その他

本業務の実施に関する、賠償責任保険に加入し、加入が確認できる書類を市スポーツ課に速やかに提出すること。